

大洲市地域防災計画・水防計画



自主防災組織などと行政とが連携して 被害を最小限に食い止めよう

防災に携わる国・県・市・警察などの関係者で組織する大洲市防災会議（大森隆雄会長）は、このたび大洲市防災計画を作成しました。この計画は、国が定める災害対策基本法に基づいて作られたもので、市民の皆さんの生命、身体、財産を災害から保護することを目的としています。

大洲市地域防災計画を作成（洪水などに備えて）

この計画は、「風水害等対策編」「震災対策編」及び「資料編」の3編から構成されています。主な掲載事項は、次のとおりです。

風水害等対策編 第1章 総論

計画（風水害等対策編）の主旨

旨、防災関係機関の事務または業務の概要、市の自然的・社会的条件、過去の災害記録、計画の基本となる事項など

第3章 災害応急対策
災害発生時の市の組織体系、情報の収集、連絡、報告、伝達体制、避難の方法、応援要請など

第2章 地震災害予防対策
平常時の教育、訓練、施設の耐震性確保、市民生活の確保方策などの予防対策など

第2章 災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、市民生活の確保対策などの予防対策など

第4章 災害復旧・復興対策
災害の復旧・復興期における対策など

第3章 地震災害応急対策
災害発生時の市の組織体制、動員、広報、応援要請などの災害応急対策など

効果的な水防活動のために

大洲市水防計画は、国が定める水防法に基づいて作成されたもので、洪水や高潮などによる水害の警戒防止、被害の軽減を目的としています。通信連絡、樋門などの操作、水防団（消防団）の出勤、施設などの整備や運用についての大綱を定めています。

防を十分に果たすべき責任を有しています。また、水防区域内に居住する人は、常に気象や出水状況に注意し、水害が予想される場合は、進んで水防活動に協力してください。さらに、災害発生のおそれがある現象を発見した人は、すみやかに市または警察に通報してください。

水防計画も作成



▲水防計画（左）と地域防災計画（右）

水防の責任と義務
市は、その区域における水

洪水時の避難の呼びかけと発令基準

呼びかけの区分	緊急度	発令基準の目安	住民の皆さんがとるべき行動
新設 避難準備情報 (要援護者避難情報)	★	各地区の浸水時期または堤防越流開始時期よりも (注) 約3時間前	要援護者は、介護者、支援者とともにあらかじめ定められた避難場所などへ避難行動を開始する。
避難勧告	★★	各地区の浸水時期または堤防越流開始時期よりも (注) 約2時間前	通常の避難行動ができる人は、あらかじめ定められた避難場所などへ避難行動を開始する。
避難指示	★★★	堤防決壊の危険性のある水位に達する時期よりも (注) 約2時間前	未だ避難していない人は、直ちに避難行動を開始する。また、その暇が無い場合は、生命を守る最低限の行動をとる。

(注) 時間は、標準的な目安であり、雨量、水位の状況などにより長くなったり、短くなったりしますのでご了承ください。

問い合わせ先

市役所危機管理課
☎ 21111 (内線 352)

受章者紹介

おめでとうございます



元気歯つらつコンクール入賞者
白石 幸雄さん (阿蔵)



愛媛県教育委員会感謝状
水口 健さん (長浜町須沢)

3月13日(月)、愛媛県と愛媛県歯科医師会主催により平成17年度「元気歯つらつコンクール」が開催され、大洲市から選出された白石 幸雄さんが入賞され表彰を受けられました。

このコンクールでは、80歳以上で自分自身の歯が20本以上残っている人を対象に県内各地区で第1次審査、県全体で第2次審査を経て選出されました。白石さんに元気な歯を保つ秘訣として、「牛乳やヨーグルトを毎日食すること。小魚は丸ごと食すること。よく噛んで食すること。歯みがきや歯間ブラシで歯の手入れをすること。早めの歯科受診」と話していただきました。また、家族ぐるみで歯の健康についても気をつけておられます。

昭和56年に旧長浜町の教育委員会委員に就任以来、23年有余の長きにわたり愛媛県の教育の振興に寄与された功績により、このたび愛媛県教育委員会より感謝状が贈呈されました。氏は、特に豊かな花づくり活動を通して、青少年の健全育成や地域環境整備をはじめ生涯学習の普及発展に寄与されました。

鹿野川しゃくなげまつり 肱川町俳句大会

4月16日、大洲市立肱川風の博物館で

第22回肱川町俳句大会が開催されました。

平成18年の句碑の道に刻まれる句碑は
二宮千恵子さんの句

『風の里 つぶやくやうに 木々芽吹き』
となりました。

今年度の入選句は次のとおりです。

大洲市長賞

『風の里 つぶやくやうに 木々芽吹き』
二宮 千恵子

愛媛新聞社賞

『橋いくつ くぐりて来しか 春の水』
水野 美子

ケーブルネットワーク西瀬戸賞

『石楠花の 精にたわむれ 蝶の舞ふ』
鈴木 弥生

大洲市教育長賞

『生きてゆく リズム大事や 花は葉に』
宮本 藤治

大洲市文化協会肱川支部長賞

『母は背に 温みのま、に 花筵』
宍田 柳子

肱川町観光協会長賞

『父母在りて 山懐の 花明り』
川田 トシコ

地方税法の一部が改正されました！

6月は、市民税・県民税を納めていただく最初の月です。
地方税法の一部が改正され、平成18年度の市民税・県民税と国民健康保険税の制度が次のように改正されました。

【市民税・県民税改正のポイント】

年齢が65歳以上の人に対する非課税措置の廃止

年齢が65歳以上の人のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置が廃止されました。ただし、昭和15年1月2日以前に生まれた人で前年の合計所得金額が125万円以下の人については、税額を平成18年度は3分の2、平成19年度は3分の1減額する特例措置が講じられます。

高齢者控除の廃止

年齢が65歳以上の人で前年の合計所得金額が1,000万円以下の人に適用されていた高齢者控除（48万円）が廃止されました。

公的年金等控除の見直し

公的年金等控除のうち、年齢が65歳以上の人に対する上乗せ措置が廃止されました。（ただし、公的年金等控除の最低保障額が50万円加算され、120万円とする特例措置が講じられます。）

《公的年金等所得の速算表》

	公的年金等の収入金額	控除後の所得金額
平成18年1月1日現在で年齢が65歳以上の人	3,299,999円以下	収入金額 - 1,200,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円以上	収入金額 × 0.95 - 1,555,000円

妻に対する均等割軽減措置の廃止

均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同じ市内に住所を有する人に対する均等割の軽減措置（2分の1）が廃止されました。

定率控除の縮減

個人住民税所得割額における15%（上限4万円）の定率控除額が平成18年度は7.5%（上限2万円）に縮減され、平成19年度からはなくなります。

均等割・所得割の非課税限度額の見直し

均等割と所得割の非課税限度額が次の表のとおり改正されました。

	改正前	改正後
均等割	280,000円 × 合計人数 + 176,000円	280,000円 × 合計人数 + 168,000円
所得割	350,000円 × 合計人数 + 350,000円	350,000円 × 合計人数 + 320,000円

※ 合計人数 = 本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族（ただし、合計人数が1人の場合の非課税限度額は、均等割が28万円、所得割が35万円となります。）

【国民健康保険税改正のポイント】

介護納付金分課税限度額の見直し

介護納付金分の課税限度額が9万円（平成17年度は8万円）に引き上げられました。

公的年金等控除の見直しに伴う経過措置

昭和15年1月1日以前に生まれた人で、平成17年度の個人住民税の算定にあたり公的年金等控除の適用があった人については、国民健康保険税の負担増に配慮し次のような経過措置が講じられます。

《軽減判定所得金額について》

公的年金等所得がある場合は、その金額から平成18年度は28万円、平成19年度は22万円を控除した金額で軽減の判定を行います。（ただし、公的年金等所得金額が控除額に満たない場合は、公的年金等所得金額が控除額となります。）

《所得割額の算定について》

公的年金等所得がある場合は、その金額から平成18年度は13万円、平成19年度は7万円を控除します。（ただし、公的年金等所得金額が控除額に満たない場合は、公的年金等所得金額が控除額となります。）

申請は期限内に！

【国民健康保険税の2割軽減申請について】

世帯主（擬制世帯の世帯主を含む）と国民健康保険加入者の前年中の所得の合計額が一定基準額を超えない世帯については、国民健康保険税の減額制度（被保険者均等割額と世帯別平等割額の合計額のそれぞれ7割・5割・2割相当額）があります。このうち2割軽減については、申請書の提出が必要となります。

該当すると思われる世帯には申請書をお送りしますので、必ず期限内に申請をしてください。期限内に申請されない場合には、減額制度の適用を受けることができませんのでご注意ください。

問い合わせ先

市役所税務課市民税係 ☎ 24 - 2111(内線129~131)
 長浜支所総務課税務係 ☎ 52 - 1111
 脇川支所総務商工課税務係 ☎ 34 - 2311
 河辺支所総務商工課税務係 ☎ 39 - 2111